

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

## 1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）第2条及び第3条の一部の施行に伴い、作業環境測定法施行令（昭和50年政令第244号。以下「作環令」という。）、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）等について所要の規定の整備を行うものである。

## 2. 改正の概要

- 改正法により、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及び作業環境測定法（昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。）において、作業環境測定の種類に個人ばく露測定を位置付けるとともに、安衛法第65条の3第1項から第3項に個人ばく露測定等の実施義務等に係る規定が設けられたことに伴い、安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものが、作環法第2条第4号に規定する指定作業場の対象に追加された。
- 以上を踏まえ、安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定に係る指定作業場として、以下の作業場を規定する等の改正を行う。
  - ・ 安衛法第65条の3第1項の規定により個人ばく露測定を行う作業場であって、厚生労働省令で定めるもの
  - ・ 安衛法第65条の3第2項の規定により作業環境測定を行う作業場であって、厚生労働省令で定めるもの
  - ・ 安衛法第65条の3第3項の規定により個人ばく露測定を行う作業場
- また、個人ばく露測定等の実施義務等について規定した安衛法第65条の3が新設されたことに伴い、当該規定に関する事務を厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課の所掌事務に含める改正を行う。
- その他所要の改正を行う。

## 3. 根拠条項

- 改正法第3条による改正後の作環法第2条第4号
- 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第7条第5項

## 4. 施行期日等

- 公布日：令和8年6月（予定）
- 施行期日：令和8年10月1日